

## つくば市議会委員会傍聴規則（平成25年つくば市議会規則第2号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第7条（略） （傍聴人の守るべき事項）</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)—(6)（略）</p> <p><u>(7) 携帯電話等音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u></p> <p>(8)（略）</p> <p>第9条（以下略）</p>	<p>第1条—第7条（略） （傍聴人の守るべき事項）</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)—(6)（略）</p> <p><u>(7) 携帯電話及び無線機類を使用しないこと。</u></p> <p>(8)（略）</p> <p>第9条（以下略）</p>